意見書

平成21年9月7日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号 105-0012

住所 巢蒙都藩区芝次的一丁目1番30号

氏名 ジェイコムグループ代表

株式会社ジュピターテレコム 代表取締役社長 森泉 知行

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

別紙			
	章		具体的内容
第2章	1. 第二種指定電	(1)規制根拠・	2)規制内容について
モバイル市場	気通信設備制度の	規制内容	③考え方
の公正競争環	検証		現状の二種指定制度の在り方では、接
境の整備			続料の届出のみが義務化されているた
			め、水準の設定自体は二種指定事業者
			の任意で設定が可能な状態となってい
			る。
			移動体分野は固定系に比べて全体の
			パイも大きく、接続料自体の固定系との
			格差もあることから、本来、第一種指定
			事業者と同様に接続料に関する明確な
			算定根拠が定められてしかるべきと考
			える。
			したがって、今回の算定根拠を明確に
			するという整理について賛成するととも
			に、適用対象についても第二種指定事
			業者以外への適用検討を改めて要望
			する。
		(3)接続料算	3)考え方
		定の考え方	①接続料原価の算定プロセス
			TSコストのみを接続料原価に算入する
			という整理について賛成する。
			配賦基準や各種コスト等を事業者に任
			せる場合、現在の状況と同様で、実質
			的に事業者の任意での接続料設定が
			可能な状態となるため、貴省の考え方
			にて示されている通り、接続料の算定に
			ついては、各種コスト等の取扱や配賦
			基準について明確な指標を定めること
			に賛成する。
			②適正原価の範囲
			第一種指定事業者と比較して、第二種
			指定事業者において、営業費の接続料
			原価に占める割合が高いという現状が
			ある。
			販売強化のために移動体事業者が支
			払うべきコストについて、固定系を含め

	た他事業者が応分負担するという現在 のスキームは接続料の高騰を促進する だけではなく、公正な競争の阻害要因 であると考える。 そのため、原則、営業費について接続 料原価から控除するという整理に賛成 する。 また、営業費を接続料に算入する際に は、参入可能な営業費を明確な形で整 理する必要があると考える。
	なお、接続料の算定にあたり、ガイドラインを策定する際には、対象事業者について第二種指定事業者に限定せず、 移動体事業者全体に適用する内容での整理を要望する。
(4)接続料算 定と規制会計 の関係	3)考え方接続料に関する議論は以前より継続されている内容であり、今回の整理が反映されたガイドラインを基に2010年度接続料より適用するという考えに賛成する。
	なお、音声役務をMVNOの相互接続スキームを利用して提供を受ける場合、接続料がMNOとMVNO間の料金水準となると想定している。今回の整理により、移動体事業者の接続料が低減されることはMVNOの積極的な参入を促すことになると認識しており、MVNO活性化の面からも接続料の低減について、積極的な措置を要望する。
(5)その他	特にソフトバンクモバイルについては第 二種指定電気通信事業者には現状該 当していないが、ユーザ数から見ても固 定系の加入者数と比較して規模が大き いことから、その接続料の影響度に鑑 み、ガイドラインに基づく接続料算定を 行うよう整理が必要と考える。

第5章
固定通信と移
動通信の融合
時代等におけ
る接続ルール
の在り方

2. 固定通信と移動通信の融合時代 等における接続ルールの在り方

NTT 東西、NTT ドコモのようなドミナントを含むグループに対しては、単体での市場支配力の注視・適切な規制は当然ながら、「NTT ブランド」自体の市場を跨る関連子会社等を通じた市場支配力等に対する注視・適切な規制が必要と考える。

ドミナントを含むグループの経営方針に よっては、公正競争の重大な阻害要因 となりえるため、事前規制を含めた対応 を強く要望する。